## 建設水道常任委員会

平成22年3月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

 ②浦野 圭司
 ○紀
 良治
 宮崎 和彦

 中川 靖広
 里川宜志子
 木田 守彦

 中西 議長

#### 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 芳村 是 総務部 長 池田 善紀 都市建設部長 清水 建也 建設課 長 加藤 保幸 同課長補佐 角井 敏文 観光産業課長 同課長補佐 川端 伸和 井上 究 都市整備課長 藤川 岳志 都市整備課参事 今西 弘至 同課長補佐 井上 貴至 上下水道部長 谷口 裕司 下水道課長 上 水 道 課 長 清水 孝悦 上田 俊雄

### 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

## 4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)

署名委員 木田委員、紀委員

委員長

皆さん、おはようございます。全委員出席されておりますので、ただい まより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、紀委員のお二人を指名いたします。両委員には よろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。 初めに、本会議からの付託議案についてであります。

(1)議案第17号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、また関連いたしますので(2)議案第18号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業 課長 に

それでは、議案第17号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定 について、及び、議案第18号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定 について、一括でご説明申しあげます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

( 議案第17号 議案書朗読 )

観光産業

続きまして議案第18号の議案書を朗読させていただきます。

課長

( 議案第18号 議案書朗読 )

## 観光産業 課長

先月の事前委員会において、本年度までの指定の経緯、指定する団体、 指定期間などの概要をご説明しておりますので、お手元の資料1・2に基 づきまして、それぞれの施設の運営状況等、指定管理者候補の概要につい てのご説明も合わせてご説明させていただきます。

まず資料1をお願いします。指定管理者に関する資料ということで、斑 鳩町観光自動車駐車場についてご説明申し上げます。

表の委託料の欄には、過去の一部委託から指定管理者による委託までの管理料の経緯をお示ししています。平成16年度・17年度は一部委託という形を取っていましたので、管理にかかる経費的なもの、光熱水費などは含まれておりませんでしたので、この表には光熱水費などの経費を含めての金額としています。金額については予算ベースとなっています。なお、平成18年度からは指定管理となっておりますので、光熱水費などの経費も含めて委託しております。また、光熱水費と修繕費については精算することとしています。このことから、2段書きとしまして、上段には指定管理の年度契約金額、下段には光熱水費等を精算した後の金額を入れております。。

なお、別枠として、平成6年度において民間委託をしておりましたので、 参考として委託料等について表しております。

続きまして、右欄にバスの台数・乗用車の台数についてそれぞれ各年度の実績の台数を入れております。また、平成20年度よりバイクの駐車をはじめました、また、法隆寺iセンター利用者に対しても料金設定を行いましたので、その駐車台数を入れております。

観光自動車駐車場の駐車台数の経緯を、平成16年度から21年度の2 月現在まで表わしております。乗用車については増加傾向になっていますが、本年度は新型インフルエンザの影響により、春のシーズンにおける観光客の激減という影響を受けましたが、徐々に回復してまいりました。このままでいくと、昨年度と大差無い駐車台数になろうかと予測しているところです。

管理の業務の実施状況及び利用状況についてご説明申し上げます。まず

管理についてでございます。

業務員は8名でローテーションを組み、観光シーズンに合わせて適時人 員配置を行い管理しています。利用者に不快感を与えないよう場内及びトイレの清掃を適時に行っております。また、周辺環境整備にも努めている ところであります。

続いて運営でございます。駐車場内における、誘導及び料金徴収業務を行うとともに、法隆寺iセンターとの連携により、法隆寺を始め近隣における行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させ、駐車場運営を安全・円滑に実施できるようにしています。また、自動車で来られた観光客に対して、周辺地図等を渡し、観光案内を行うとともに、県内の道案内にも努めております。

次に、指定管理者の候補者であります、一般社団法人斑鳩町観光協会について、概要ではありますが説明しております。裏面になります。

まず、組織図であります。観光協会会長をトップとし、理事会、事務局 長の順から、各施設への構成となっています。職員配置につきましては、 各施設での人員配置を表しています。四角で囲んでいる部分につきまして は、観光自動車駐車場にかかる指定管理料に含まれる人件費に相当する職 員となっています。観光協会の会員数、主な業務内容が以下に書かれてお ります。

続きまして、資料2についてご説明させていただきます。法隆寺iセンターに関する資料となっております。斑鳩町観光自動車駐車場と同じ形の表としています。まず、委託料の欄ですが、本年度までの管理委託経緯を示しています。観光自動車駐車場の委託料説明と同じく、平成16・17年度は一部委託となっており、光熱水費等経費を入れた金額となっています。平成18年度からは指定管理となっておりますので、上・下段に分け、上段は年度契約金額、下段は精算後の指定管理料でございます。

次に、右欄につきましては、法隆寺iセンターの入館者数の経緯をお示ししています。次に、裏面でございます。一般社団法人斑鳩町観光協会について、概要となっています。内容につきましては、先ほどの観光自動車駐車場でご説明させていただきました内容と同じ内容でございます。

続いて、管理の業務の実施状況及び利用状況でございます。まず管理についてでございます。基本的には事務局長を入れますと、職員4人及び臨時職員2人の体制で管理運営を行い、大きな行事等が当館及び近隣で開催されるときには増員を行い管理業務強化に努めています。なお、法隆寺iセンター設備管理については、従来どおりの委託管理を見直し、委託先の統合を図ることにより、管理に支障なく委託費の節減が図れているところでございます。また、室内の温度設定等に常に調整を行うことにより、光熱水費についても節減が図れています。

続いて運営についてでございます。観光案内所の主要な業務である観光 案内については、斑鳩アイセス及び斑鳩の里観光ボランティアの協力を得 ながら、斑鳩町内の主要な観光施設の案内はもちろんのこと、歴史街道構 想の中核施設として位置付けられていることから、県内外の観光情報の収 集を行い、町外の案内に関しても宿泊情報提供など積極的に行っていま す。また、館内の美化に努め、花を生ける、また好評である外国人向けに 折り紙のプレゼントなどを用意し、来場者が和んでいただけるように努め ています。他に観光客に対してのサービスにつきましては、善意の傘を準 備し、急な雨に備えて貸し出しを行っております。車イスを常時用意し、 身障者に対応しております。また斑鳩の里観光ボランティア、斑鳩アイセ ス等のガイド申込の受付を行い、観光客の利便を図っているところです。 続いて利用状況でございます。法隆寺iセンターの入場者数について は、年度別入館者数のとおりですが、2階ホールの利用につきましては、 平成20年度では有料・無料合わせて159件の利用となっています。平 成20年度法隆寺iセンターを中心とした観光ボランティア活動実績で すが、斑鳩の里観光ボランティアの会では3,421組、12,700人の 案内、斑鳩アイセスSGGでは3,661組、5,070人の案内となって います。

最後に、現在指定管理者となっている一般社団法人斑鳩町観光協会でございますが、平成15年9月2日に地方自治法の一部改正され、従前の管理委託とは違い、管理面では一部管理から全面的な管理業務に変わり、運営面においては、条例が基本となりますが、町の指示による運営から、観

光協会自ら考えて効率的・効果的な運営していかなければならないといこととなっております。経費面におきましても、自ら目標を定め、管理運営で工夫を行い、節減を図っていかなければなりません。現在観光協会においては、経費の節減で設備管理委託業務の見直し、利用者の満足度を上げる対策など、平成18年度からの指定期間に運営管理について確立してきているところではないかと考えているところです。

このことから、斑鳩町観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)の運営管理につきましては、順調に運営管理をしていただいております。また、両施設においては、駐車場においては利用台数、法隆寺iセンターでは利用者の増加が見られます。指定管理者による運営努力だけにより増加してきているとは、一概に言えませんが、駐車場の閑散期でのフリーマーケットの開催、観光ボランティア活動支援による活性化など、利用者の増加への努力の一端を見ることができます。

一般社団法人斑鳩町観光協会においては、指定管理者としての自覚を再確認していただき、今後の指定期間において、さらに高い評価を得るように努力していただきたいと考えております。また、観光協会は両施設の運営管理はもちろんでございますが、本来の業務であります、斑鳩町の観光振興、発展につきましても手腕を発揮していただきたいと考えており、町としても観光協会との連携について、密に行うように調整を図って行きたいと考えています。

以上が、各施設での指定管理の状況でございます。

なお、先月の事前委員会でもご説明させていただいております指定期間でございますが、両施設とも前回の指定期間と同じく3年間とし、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3ヶ年とさせていただきたいと考えております。

なお、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定することにつきましては、斑鳩の里観光案内所設置条例及び斑鳩町観光自動車駐車場条例の規定に基づき、関係書類等の提出を受け、2月5日の指定管理者選定等審査委員会で審査を得ているところでございまして、両施設とも一般社団法人 斑鳩町観光協会を指定管理者の候補とすることが適当であるとの結果をもち

まして、3月議会に議案として提出させていただいております。

以上で、議案第17号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、議案第18号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。委員の皆様方には温かいご審議を賜り、原案どおり可決されるようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員

事前の委員会で同じように指定管理者の選定をして指定をすることの 議決を求められている文化振興センターでは、事前の委員会できちっとし た資料出ていたので読ませていただき、当委員会では事前に出てなかった ので、本日どういう資料が出てくるのかということで来まして、見させて いただいてたんですが、かなり事前に総務委員会で出てた資料と内容がか なり違いますので、そのことについて少しお尋ねをしたいと思います。文 化振興センターの方は正式な申請に出された内容、計画、そして選定をさ れた結果等も含めて、資料として出ておったんですけれども、確認をさせ ていただきますが、観光協会はこういう資料をもって選定をされたわけで はないですよね。正式な資料というのは別にあるんですよね。ちょっと確 認させてください。

観光産業 課長 観光協会につきましても、申請書等、内容等全部付けて申請をいただい ております。それをもって審議をさせていただいております。

里川委員

総務委員会の事前の資料見て、よく理解することができたんですが、今日の資料を簡潔にされているということ、簡潔にすることは悪いことではないんですが、ただ、その事業計画が安定的に管理をされ運営されていくのかとか、私たちは議決をする限りにおいてはそういうこともきちっと見ていかないといけないということについては、事業計画については、これではわからないわけですね、今見てる分についてはね。ですから文化振興

財団はいかるがホールについては、議会で年度初めですね、例えば3月議 会でしたら計画を報告してもらって、最後また最終こういうふうになりま したというふうな報告とか、議会で受けたりする機会もある上に、丁寧な 資料がついていたということで、ちょっと余計内容については私たちもき ちっと見ることができたんですが、ちょっと観光協会に関してはなかなか 業務内容について見る機会もないので、担当課へ行って細かく、一人ひと りが調査すればわかることなのかもわかりませんが、指定管理者の議決っ ていうのは議会のほうへ出さないといけない議決であるということであ れば、もう少し事業計画などについても議会に対してお示しをしていただ くというのが本来ではないかなというふうには感じましたので、今後やは りこういう計画とかについてお示しをきちっとしていただかなければな らない、これは後追いでも結構です。私たちとしては指定管理者がどのよ うに事業を行って、進めていってくれるのか、そういうのをきちっとやっ ぱり検証もしていかないといけないということですので、後から出してい ただくということでも結構ですが、やはりきちっと提出をお願いしたいと 思います。それとですね、これを見てまして、ちょっと感じたのが、バイ クについてお金を取るということで、以前に原動機付自転車はどうなるん だということで、前にお聞きして、その点については、きちっとこの例規 集を見させていただきましたら、バイクについて書かれてます。でも、i センター分としてこの予算の関係書類とかね見てたら、今課長の説明でも i センターの駐車場の i センターを利用の場合の駐車場料金ということ でもあげておられましたが、それは、私、例規集なんぼ見てもよう見つけ んかったんですけれども、それはどこでどう決められたのか、そして、指 定管理者がそういうことも決めることはできるけども、当然町ときちっと 相談せんと決めれませんのでね、きちっと町の了解を得んと決めれない と、ということは町の意向があるということであれば、それをどこで決め たのか、そしてお金を取るっていうことであれば、一定の根拠を示さんと いけないと思うんですけども、その点については私は例規集などを見てい るんですけども、把握はできないもんですから、そこきちっとどうなんで しょう。きちっとされているのか、されていなかったら今後どうするのか ということについて、お尋ねをしたいと思います。

観光産業 課長 まず、i センターの利用料金の設定でございますが、平成20年度から そういう料金とっております。というのは条文につきましては駐車場条例 の第3条ということで。

都市建設 部長

i センターの利用者の料金でございますけども、おっしゃるようにですね、条例の中には明文化されたものはございません。ただしですね、今、条例お持ちだとありがたいんですけども、第10条のほうに「目的外使用」という形では書かせていただいているんですけども、「駐車場構内地は、町長が管理上支障がないと認める場合は、他の使用目的のためその使用を許可することができる」ということと、第2項に「前項の場合における使用料は、別に町長が定める」という文言がございまして、これを適用していると、決裁で定めているといった状況でございます。このことにつきましては、この委員会でも報告をさせていただいておりますけども、根拠条文としてはそこまで説明はさせてもらっていませんけども、根拠となるのはこの条文でございますんで、ご理解賜りますようお願いいたします。

里川委員

その説明を受ける時に私はこの委員会に所属をしておりませんでしたので、よくその辺についても理解を、バイクについても、原付の100円を払わなければならないということも全く知らないまま、急に町の行事に参加する時にバイクで行った時にお金くれと言われて、びっくりしたという経緯もあります。自転車と同じように建物の横の隅の邪魔にならんとこへ奥まで置きに行って、お金もくれと言われて払った覚えがあるんですけども、できましたらですね、2輪自動車、原付などについてお金を取る場合も、もちろん2輪用の、ここへ止めてくださいってわかるような、なんかちょっと、2輪用やったらそんなスペースいりませんのでね、どっかちゃんと書いといてくれはったら、ここ止めていいねんなというふうに思いますし、お金取る以上はここ止めなさいということがわかるようにしといていただけたらありがたいなということはまず思いました。それと、i セ

ンターの件ですけれども、i センター利用っていうのは本当にいろんなケースがあるので、お金を取ることについては非常に難しい点はあると思うんですが、確認をさせていただきたいんですが、たまたま観光協会にちょっとした書類を持っていくとか、何かで i センターの方にほんの 1 分 2 分行く、まあ用事のついでに車で寄ったという方と、そのホールなどを利用して i センターに来られてる方と、この辺の線引きというのはどういうふうになっているんでしょうか。

委員長

小城町長。

町 長

この関係等については、以前からも申し上げてますように、i センターにちょっと寄るという点については無料であると。そしてまた多目的ホールを利用される方については100円を徴収しますよということは、十分受付の担当の者が、料金をもらう方がチケット渡したり、そういう対応はしていると思ってますので、そういう点は柔軟にですね、対応していきたいと思っております。

里川委員

そういうことをきちっと徹底をしていただくということが住民皆さんの不平や不満っていうことに繋がるか、繋がらないかということになっていくと思いますので、きちっとやっていっていただけたらと思います。この間、正直言いますと、これまで観光協会については、いろんな噂というんですか、いろんなことが耳に入ってきたんですが、最近は特にそういった住民さんの不満であったり、不評を聞くとか、そういうことっていうのはだんだんなくなってきているかなというふうには感じておりますので、現状についてはそんなに心配ということはしてないんですけれども。もうひとつだけお尋ねをしておきたいなと思うんですが、斑鳩町観光自動車駐車場に対しての指定管理っていうこの言い方になっているんですけどもね、先ほどからこの資料の参考にも出てましたけども、三井の駐車場なんかは、斑鳩町観光自動車駐車場という形になると、三井の駐車場も条例の中にうたわれておりますので、この辺の取り扱いについてはどう理解して

おけばいいのか、ここも含めて指定管理をきちっとしているというふうに 捉えといていいのか、そういう状況になっていると私らは普段見ててちょ っとね、理解しにくいもんですから、この辺についてもちょっと確認をさ せていただきたいなと思います。

## 観光産業 課長

三井の観光自動車駐車場につきましても、指定管理の範囲内に入っております。

#### 里川委員

あんまり細かいことは言いにくいんですが、また、細かいことについては担当に行って聞きたいと思いますけれども、そしたら指定管理一応しておりますけれども、指定管理者がさらに三井の駐車場については管理を委託しているという形になっているというふうに理解していいんでしょうか。

## 観光産業 課長

普段の開け閉めにつきましては、三井のお寺の方にお願いというか、そういう形で観光協会と話し合いをされてやっていただいております。ただ、清掃とかにつきましては観光協会が確認に行っておりますし、また、周辺ボランティア、三井の集落のボランティアの方も清掃活動に協力をしていただいているという状況でございます。

#### 里川委員

そしたら指定管理者が、さらに、例えば三井の自治会なり、どっかに管理を委託しているとか、そういう状況ではないと。指定管理者がさらにどこかに何かを委託、三井の駐車場の管理についてまるごと委託をしているとか、そういうことはしたらあかんねんけどね、ないということで理解してよろしいですか。

# 都市建設部長

そのとおりでございます。今、課長が申しましたようにトイレ清掃についてはあくまでもボランティアの方でご協力いただいているということでございます。

里川委員

わかりました。

委員長

他の委員さんよろしいですか。 木田委員。

木田委員

駐車場のとこにですね、出口のとこに進入禁止の何、看板出てますわな、 国道25号線からの、あそこにきてすぐ右折しようっていうような乗用 車、バスは右折レーンまで行くけど、乗用車なんか、特に他府県から来た 車なんかはそこから進入しようとしてですな、あとの車が渋滞するような ことになんねんけども、もうちょっと東の方かなんかで事前に予告できる ような方法はないんですかな。しょっちゅうではないんですけども、あこ へ来て、すぐに入口というのか出口があるためにそこで曲がろうとする、 そやけど進入禁止になったらもうちょっと右折レーンの方に行ったらえ えねんけども、そのままやっぱり曲がろうとするから渋滞するいうような ことで。なんか予告するような方法というのか、なんかあったらええのに なと思いますねんけども。それについてちょっと教えていただいたいと思 います。

町 長

今、木田委員ご指摘のように、前に美濃里さんという食堂がございますけども、そこから進入禁止というか出入り禁止と。これは門前の業者との話し合いもございまして、乗用車でもバスでも必ず外周を回ってですね、そこから入れてくれというご要望がございますから。ただ、一番問題はやっぱりゴールデンウィークとか、正月の三が日とかそういう時にはかなりラッシュですから、現状、門前の業者さんのところでも溢れてしまって国道まで出るという状況もございますからね。これは対応等十分していかなければいけませんし、今、おっしゃっていただくように、事前にそういうとこの右折はできませんよということを表示するのがいいのか、そういうことも十分考えていかなければ、今、国土交通省は国道25号線の歩道の設置の関係等についてもですね、今、美濃里さんの関係等についても今、現状あっこまで歩道がきてんのにできてないということで、協議をさせていただくということも、先方さんもですね、なんかそういうことができま

せんかという話もされてますし。今後業者とも話をしてですね、うまくいけば歩道設置できますし、ことの展開を十分見て、また門前の業者とも十分相談申し上げてですね、対応してまいりたいと。現状的に、今、木田委員がおっしゃるように、手前にそういうものを示すということはなかなか難しいのではないかなと思っております。

木田委員

それとですね、こないだの事前審査のときにコスモスか植えるというような話してくれはったんですけども。できたら多年草ていうのかね、なんかこう毎年草引くだけで、毎年生えてくるようなもんをですね、コスモスいうたらだいたい秋から冬にかけてぐらいしか咲かへんからね。今現在、水仙ですか、ところどころ植わってますわな。だから、なんかそういうふうな形でね、多年草のものをちょっと考えていただいたほうがええのと違うかなと、そういうふうに思いますねんけど。それについてですね、あくまでもコスモスでいくというふうな考え方なのか、またはそういうふうな多年草も混ぜて植えようと思っておられるのか、それについてちょっとお願いいたします。

町 長

今、ご指摘のように多年草っていうか、コスモスだけっていうことは限定はできませんし、また時期的なものでございますから、やっぱりそういう春夏秋冬っていう中で、今、ボランティアの団体で花回廊っていう方々も地域総合で現実にできてますから、そういう材料等を提供していただく関係でですね、春夏秋冬、そういう点で花が駐車場周辺を、潤うようにですね、そういう努力はやっぱりしていかなければならないし、また来られた方がやっぱり非常にきれいとおっしゃっていただけるような環境づくりは、当然観光協会等、そして関係等についてもやっていくのは当然だろうと思います。

今後、その点については特に気をつけてやっていきたいと思います。

木田委員

よろしくお願いします。結構です。

委員長

他によろしいですか

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時32分)

( 再開 午前9時32分 )

委員長

再開します。それでは順次お諮りをいたします。

議案第17号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決する ことにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第17号、斑鳩町観光自動車駐車場 の指定管理者の指定については、当委員会として満場一致で可決すべきも のと決しました。

次に、議案第18号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決する ことにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第18号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2.継続審査案件であります(1)都市基盤整備事業に関するこ

とについて、その①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。 理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課 長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。最初に、平成21年度の公共下水道工事の進捗状況でございます。

まず、今年度の施工路線12路線につきまして、事前委員会で報告いたしております5路線の完了路線に加え、龍田西6丁目の1工区-12工事が完了いたしました。また、残る6路線、神南3丁目地内の3路線、龍田南2丁目地内、興留9丁目地内、興留1丁目地内の各1路線につきまして、いずれも現在、本工事を概ね完了いたしまして、道路の復旧工事や後片付けの作業を行っているところでございます。年度内の工事期日には全て完了する予定で進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況についてでございます。 資料3 をご覧いただけますでしょうか。平成22年2月末の状況でございます。 申請受付件数が1,994件、利用世帯数は2,232世帯となり、平成2 1年度に入りまして293件の申請をいただいているところでございます。

接続率は、4.7%増えまして59.1%でございます。

また、融資あっせん利用総数は31件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は23件と事前委員会から変わっておりません。

今後も、啓発活動に努め、接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員

予算審査でも出てたとは思うんですけどもね、社会資本整備総合交付金 で公共下水道予算は3億円交付金を受ける予定だということで、出てるん ですけどもね、詳細についてはどうかわからないんですが、今まで公共下水道事業やっていく時の補助金の補助率と、こちらの交付金とっていうことについて考えれば、変わりっていうんですか、補助していただく、換算すれば、補助率についてはどういうふうになっているのかっていうのがまず1点お聞かせいただきたいと思います。

下水道課 長

社会資本整備総合交付金につきましては、現在詳細につきましては国からまだ説明はいただいておりません。ただし、補助率につきましては2分の1という補助率に変わりはないことは確認いたしておるところでございます。

里川委員

とりあえず2分の1の補助、これまでどおりの補助率ということで、それで理解をしておきたいというふうに思います。それとですね、もう1点、ちょっと担当のほうにお尋ねというのか、要望というのか、国直轄事業について、これまで都道府県が負担をさせられていたという問題があって、今後、国直轄事業に対して都道府県が負担することをなくしていこうという方向が出てきた、それと合わせて一部の都道府県、どこかっていうのは私よう調査してないんですが、県が行う事業に対して、市町村が負担するということもなくしていこうという方向性がでてきてるということなんです。公共下水道につきましては、流域に関して県が行っていく中で、町がかなり一定の負担も、この間してきていると思うんですけどもね。こういう動きについて、やはり敏感に市町村としてはね、敏感に調査をしながら要望など挙げていっていただきたいというふうには思っているところなんですが。この点についての何か情報なり、お持ちになっているかどうか、方向性など、また今後についてお聞きしておきたいなというふうに思います。

下水道課長

現在のところ、下水道につきましては、流域下水道建設負担金がございます。流域下水道センターの設備の施設の補修なり新設なりの金額を負担しているところでございますが、今の説明につきましては、情報等は入っ

てきていないところでございます。しかし、奈良県内、大和川上流流域下 水道協議会という協議会を設置いたしております。まず、奈良県内でそう いった動き、もしくはそうした方向性が見えるようであれば、協議会、当 然県が入っての説明をされてますので、その協議会の中で説明されるもの と考えていますし、また、県内市町村につきましては、その中で意見等を 言う場とかいうことで、もっているところで進めていきたいと考えており ます。

委員長

他にございませんか。木田委員。

木田委員

以前からちょっと心配しておったことなんですけども、公共下水がですね、どんどんと整備されていくにつれてですね、都市下水路とかの水量が段々減ってきてですね、それによって悪臭とかなんかそういうふうな苦情が出てきておるのではないのかなと思いますねんけど。その点について、今年なんか、結構雨降っているからそういう悪臭とかは発生はしないと思いますねんけども。やっぱり乾期とかになってきたら、今まで浄化増とかあるいは台所の雑排水なんか流してはったやつが流れんよつになってですね、そしたらほんまの悪水だけになってしまうような状況になったら、それが滞留しとったら悪臭を放つようなことになるのではないんかなと思いますねんけど、そういう点、今までそういう苦情はまだ発生しておるような状況にはなっておらないんですかな。

下水道課 長

公共下水道につきましては、やはり生活環境の改善というのが、目的のひとつに掲げております。公共下水道の整備は完了いたしまして、接続率が進みましたら、生活排水が下水路に流れないということになりまして、雨の水だけが流れるということになりますんで、逆に悪臭がなくなるということを考えております。また集中浄化増地区などのケースによりますと、すべて公共下水道に接続されますので、逆に浄化槽の水、お風呂の水、台所の水は流れなくなりまして、日ごろ雨が降らない場合は水路が乾いているということで、逆に悪臭はしない、ぼうふらもわかないというような

状況で、目的に一致しますので、そういった形で進めていっております。

委員長

他、よろしいですか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

今月初めでございますけれども、奈良国道事務所から、現在、稲葉車 瀬区間で進められております道路改良工事とは別に、岩瀬橋までの間の 道路改良工事が、さらに発注されたところであります。

この概要でございますけれども、工事名称ですが、いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区改良他工事でございます。請負業者は、㈱清川組が請け負うということで聞いております。また、工期につきましては平成22年3月3日から22年10月1日までということになっていると公表されているところでございまして、今後、引き続いて工事が進められるという状況になってございますので、ご報告を申し上げます。この工事につきましては、現在業者によりまして施行計画を検討がなされていると聞いておりまして、今後施工計画がまとまりましたら、まず地元の皆様方の説明なり、対応をされていかれるということで聞いているところでございます。

次に岩瀬橋から三室交差点までの間でございます。三室交差点計画及び 道路構造につきまして、紅葉ヶ丘自治会の皆様とは引き続き協議を進めさ せていただく予定となってございます。今後も、他の沿道自治会との協議を進める予定といたしておりまして、警察等関係機関との協議を進めながら、できるだけ早く当該区間の道路構造や三室交差点の計画の取りまとめができるよう、奈良国道事務所との調整も進めてまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間でございますけれども、先月に引き続きまして、 今週の土曜日になりますが、服部地区の地権者や自治会・水利組合・農家 組合の役員の方々に、道路構造及び用排水路の計画にかかる説明をさせて いただく予定になっております。以上簡単ではございますが、いかるがパ ークウェイに関することでございます。

続きまして、法隆寺線でございます。法隆寺線につきましては、前回委員会の後、特に報告させていただく進展はございません。今後ともできるだけ早く、残っている地権者の理解いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上が都市計画道路の整備促進に関することについての報告でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

紀委員

法隆寺線の25号線の取り付け部分についてお伺いというか、お願いしたいんですけれども。今、中央公民館の中を通って25号線に出るようになっていると思うんですけれども、それがですね、休館日にあたる水曜日、チェーンがかかって、蓋をされますわね、25号線側は。ただ、小吉田側のほうは開いているということで、今段々道があることがわかって、利用される方が増えてきて、水曜日だけ閉めるのが、駐車場であれば閉めていただいたほうがいいと思いますし、道路であれば水曜日も開けるということはできないんでしょうかね。

都市整備課長

これは当初、公民館が設置されたときに、地元ともいろいろとお話があったように聞いております。やはり、休館日に開けておきますと、あそこ

は道路ではございませんので、日常的に、休みの日に管理者がいない中で、 通行していただくというのは、交通安全あるいは管理上の問題があるかと 思いますので、現状ではおそらく国道25号側については開けられないの ではないかと思います。

紀委員

一応、駐車場として使っておられるということで開けられないということは分かりますけれども、小吉田側から行きますと、駐車場の中まで入ってから戻るということになるんですよ。それでしたら、反対側のほうにもバリケードをするとか、ここは駐車場ですよというような表示をしてもらうようにしていただくことを要望して終わります。

都市整備課長

この件につきましては、公民館の管理をされている部署もございますので、相談申し上げて、検討させていただきたいと思います。

委員長

他にございますか。木田委員。

木田委員

今の同じ部分についてなんですけれども。今回の一般質問の中でも、強制代執行は難しいという形でおっしゃっていたと思うんですけれども。そういうことは、この先ですね、あのような状態がどれくらい続くのかということが予想できないんですけれども。あそこまでの道路については、結構利用されておると思いますけれども、斑鳩町だけではできないということで、県のほうにもお願いしてということなんですけれども。これ見通しとして、だいたいどれくらいかかったら、こういう、あそこの門前の話を出したらいかんけど、あそこでもかなり長い年月たって、強制代執行されましたわな。だから、そういうことを考えたら、これからまだどれだけかかるのかなと町民の方も心配おられると思いますねんけれども。そういう長期の見通しっていうんですか、それについて、どれくらいかかったら、それはできるのか、またあるいは、そのままの状態で置いておかんないかんのか、向こうの意思だけに任さんないかんのか、そのへんの判断というのは我々分からんのだけれども、町のほうではどういうふうに判断してお

られるんですかな。

町長

今おっしゃっていただくように、とにかく早く開通できる努力はしてお るんですけれども、先方さんの方とお会いするなかでは、いろいろと問題 点を提起もされます。それが、問題点を提起をされますけれども、それが クリアしようとしたら、また別のことをおっしゃってということで、なか なか相手方ができないと。しかし、我々もあそこまで来ていますから、そ ういう努力をするということで、藤川課長等がですね、また副町長も先方 へという話もしていますけれども、先方も日程が合うとか合わないとかお っしゃいますし。我々としても、先方は大阪の柏原市ですから、柏原市の 関係等についての方にご依頼をしてですね、何とかやっぱりクリアしてい く、そういう努力をしていくと。ただまあ、一番、県の問題についてはで すね、担当の課長が替わってまいりますから。当初はそういう方向で収用 をかけてもいいやないかという話が、もうある一定で、課長が替わったら、 そんなん現状に即してないやないかということになってまいりますから。 私は、最近、どうも県の対応というのが2年ぐらい、1年ぐらいで替わっ てまいりますから、どうも副町長も何遍もいくんですけれども、「お宅さ んとの話はこうやないですか」と言っているんですけれども、課長が替わ ったら、国から来たら、「全く我々と関係ありません」とか。そういうと ころが、どうも、今、私は県の関係について、いろいろと県に行きますけ れども、なかなか明解なことが出て来ないということでですね。我々とし ては、明らかに強制収用していこうということはお願いしているわけで す。しかし、県の課長は「それはちょっと待ってほしい」と、待っている 間に、また課長が替わってしまいますからですね、そこらのところが、な かなか返事も来ないと。そういう明確なことができないと。

何でも一緒でですね、天理斑鳩でも一緒なんですけれども、もう現実に、 秋に稲刈りが終わって、交渉に行ったら、また来年話しますわということ で、そのままずっと来ている。そうしたら、手前の会社の方はですね、こ こまでうちは協力しているのに、やっぱり、早く、もう強制収用でもしな はれと、こうおっしゃるんですよね。強制収用もせえというたら、そりゃ 当然10何年も20年かかっているわけですから。やっぱり、そういう点については考えていかなかったらですね、どんどん、どんどん、部分的にできるけれども、結局、最終的にそこが狭いから、危ないということで残ってしまいますし。そういう点についてでですね、木田委員のご指摘のように、我々としては、先方に対して努力しながら、先方のご理解をいただくというのが一番大事なことであると思っておりますので。何とか先方を怒らさずに、何とかうまくまとめていく方法をこれからも努力をしてまいりたいと思っております。

委員長

他にありませんか。 里川委員。

里川委員

道路の安全確保についてでなんですが、以前にも法隆寺線のところで申 し上げた点があったんですが、もう1点、最近、ちょっと恐い思いをした ことがありましてね。あの法隆寺線の取り合いの町道というのは、全部、 若干、坂なんですね。あそこへ上ってくる感じでくるわけです。そうした ら、自転車の方がしんどいから、ものすごい勢いつけて、がんばって上っ てこられると、車でこう行っているところに、ものすごい勢いできたつい でに、そのまま車道に入ってきはるケースがあって、慌てて急ブレーキを 踏んだということがあって、以前、私自身がそういうことを体験したんで すけれども。そのとき急ブレーキを踏んで、相手は中学生ぐらいの男の子 だったんですけれども、「すみません」と頭を下げてくれやったんですけ れども、これで事故があっても困るなと。何か、坂やから、みんな一生懸 命がんばって、こいできたということで、取り合いは少し坂になっている のを、あれ何とか、今後、そういう危ない事故とかになっても困るので、 何か安全確保するために、歩行者や自転車の方にも、そして自動車側にも、 何かそういうものを周知してもらうような、あんまり道路に「飛び出し注 意」とか、いろんな標識つけるのもどうかなという気はするんですけれど もね。何かそういう安全対策についても、いろいろな住民さんの意見を聞 く中で、私もちょっとそういう恐い目に遭いましたのでね。せっかく、生 き生きプラザの利用もよくしていただいて、あの道も割合よく使っていた

だいているようですので、そのところ、何か検討できる方法はないかということを、宿題みたいで悪いですけれども、ちょっとまた研究していただけたらなというふうに思います。

建設課長

確かに、南から北への上りとなっておりまして、対応としては、そうした啓発看板なり、路面表示等が考えられると思います。基本的には、自転車なり、車を運転されるドライバーのモラルということがまず前提にあることだと思いますけれども、そういう現状であるということについては認識させていただいておりまして、そういった路面表示なり、看板の設置等を考えて、そういった事態になれば、考えていかなければならないということで検討させていただきたいと思います。

委員長

他よろしいですか。

(なし)

委員長

ないようですので、本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備

JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。

課参事

前回2月15日の委員会後、特に主だった進展はございませんので、今回は報告させていただく内容がございません。どうか、よろしくお願いいたします。

委員長

何かお尋ねしたいことがありましたら、お受けいたします。

(なし)

委員長

ないようですので、本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1) 桜まつり能の開催について、理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業 課長 桜祭能の開催につきまして、ご報告させていただきます。太子ロマン斑鳩の里「桜祭能」は、斑鳩の里を発祥の地とする能楽・金剛流の春の里帰り講演として、また平城遷都1300年の冠事業として、斑鳩町観光協会が、毎年、4月の第一日曜日にいかるがホールで開催しております。今年で13回目となります。今年度は4月4日の日曜日に開催することで、現在、準備をすすめているところであります。お手元にお配りしております開催チラシでご説明させていただきますので、ご確認のほどお願いします。開催時間は午後1時30分に開場し、午後2時から開演ということになっております。約2時間弱ほどの講演であります。本年度の演目につきましては、能楽につきましては「田村」、狂言で「神鳴」、仕舞で「杜若」「春日竜神」の予定をいたしております。

入場券につきましては、本年度も、前売りが2千円で、当日券が2千5百円で、今現在販売させていただいております。席はすべて自由席となっております。議員の皆様方にも、是非観覧いただきますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、太子ロマン斑鳩の里「桜祭能」のご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員

この桜祭の能と、毎年されている観月祭、観月祭が千円、桜祭が2千円、 この値段の差というか、千円と2千円になる根拠というか、計算されて、 このチケット代を出しておられるのか。そういうことがあるんであれば、 お示ししていただきたい。 町 長

これは特に値段的な関係については。これは能は、だいたい見ていただいたら、ふつう4、5千円という値段設定がございます。ただ、私ども、金剛流の発祥の地ということで、特に最初は、上宮の9月22日に能をさせていただきました。そのときは無料でやっていたんですけれども、議会からも料金をとってはどうかという話が出て、千円ということでさせていただいたと。こっちのほうは2千円ということで、差があるわけなんですけれども。そういう点については、中川委員がご指摘のように、どんな関係で差があるのかということではなしに、上宮の催しは結局、無料を千円にさせていただいた、こっちは当初から2千円で出発しているということでございますので、そういうご理解いただきたいと思います。

中川委員

意味はないねん、無料のやつを議会からも指摘されたので千円いただいているということなんですが、かなりの観月祭も赤字、費用から考えると、かなりの赤字が出ている事業なのでね。なるべく桜祭と合わせてもらったらどうなんかなと思いがあったので、少し言わせていただきました。

委員長

他にありませんか。ちょっと私のほうから、1点すみません。このパンフレットを見ますと、平城遷都1300年記念事業協会が後援となっておるんですが、これ県のほうから補助金とかはいただくんですか、ないんですか。 川端観光産業課長。

観光産業

県の協会もしくは県からの補助金はありません。

課長

委員長

もう1点、1300年記念事業でやっておられるわけですから、県、町外の方へのパンフレットのアピールとか、そのようなことはどのような形態でされているんですか。 川端観光産業課長。

観光産業

課長

県外につきましては、主にポスター掲示をしております。それは、歴史 街道協議会から近畿圏内の i センターで貼っていただいておりますし、南 都銀行のほうにもお願いして、各支店まで貼っていただくようお願いしているところでございます。 JRは、大和路線の管内ということで協力をお願いしているところでございます。

委員長

他、よろしいですか。

(なし)

委員長

ないようですので、4. その他について、各委員から質疑等があればお 受けいたします。 中川委員。

中川委員

前回の委員会でちょっと意見を申し上げさせていただきましたが、水道料金の自動引き落としの手続きについて意見を申し上げましたが、この件について、担当部署として、その後何か検討していただいたかどうかというのを、お聞きしたいと思います。

上水道課 長 検討と言いますよりも、現在、行われております口座落とし等につきまして、当然、銀行窓口、郵便局等に持っていっておられる方が大半でございます。ただ、水道事務所へこられた場合につきましては、できるものであれば、うちのほうで対応させていただきたいと思いますけれども、ただ銀行の届の通帳の印鑑でございますけれども、その印鑑につきましては、銀行の窓口でないとやはり見せていただくことができないというようなことでございます。前回につきましては、中川委員につきましては、通帳と銀行印というのを確かなやつを見せていただくことであれば、うちのほうでも対応するという形をとらさせていただきますけれども。通帳を持ってこられてない、印鑑だけやねんと。その印鑑が合っているかということ自身が定かでないということになりますと、万一違ってあれば、また銀行へ届け、うちのほうからいたしましても、また返ってきて、ご本人さんに足を運んでいただくというような手間をとらすというような形もございますので、そのへんは臨機応変にさせていただきたいと思います。

中川委員

多分、職員さんら、余裕あるから、ローンっていうのを知らないのかも わかりませんけれども、私たちがオートローンを組む、例えば、南都銀行 でローンを組む、その受け取る側の書類に口座番号、口座名、銀行印押し て手続きが終わりますわな。現に、斑鳩町の税務課でもそうでしたわ。引 き落とす通帳を変更するのにね、税務課で申請したら終わりでしてん。私、 父親が身体障害者になったもんで、私が代理でその手続きをしに来た時 に、税務課はそこで手続きが終わったんですが、水道課に行くと、これを もってもう1回、銀行へ行ってくださいと。せやから、一般企業でも、役 場でも税務課はそうやったし、なんで水道だけが、まあ言ったら、町の企 業会計で、利益が上がっている、利益が上がっているということは、原価 よりも高く住民の方に買っていただいて、利益が上がっているわけですや ん、そんなとこが何でこんなにサービスが悪いのかなと、自分自身が感じ たんでね。前回、閉会中の委員会で申し上げさせていただいた、その後、 検討していただいたのかなということを今お聞きしたかったんですが、今 の答弁でいくと、部署では検討していただいた様子はないなと。今の課長 の考えを申し上げていただいたんかなという思いでしたが。今後も、せや から、今の課長の答弁を聞くと、通帳も印鑑も持ってきてくれてはったら、 うちでしてもいいよという答弁やったんですけれども、それは徹底して ね、水道課に連絡があって、こういう手続きしたいんですがというような 連絡があった場合には、通帳と銀行印を持ってきてくださいと言っていた だいたらその場でできることですし、万が一、突発的に、直接行かはった 場合、持っておられなかったらしょうがないですけれどもね、そういうふ うに、指導というか、説明していただいて、なるべく水道課は水道課だけ で済ますようにしていただきたい、そのように思います。

上下水道 部長

確かにサービスということは、できるだけ注意させていただいておる状況でございます。課長の説明もございました。ただ、1点、ちょっと心配するのは、二の足を踏むとか、時間がかかってしまう。そのへんがサービスが住民さんに対して、余計ご負担をおかけするという可能性もございま

した。確かに、そういう点ににつきましても十分銀行との調整の中で、今後、その委員がおっしゃる形について検討も必要かなと考えております。ただ、本庁と違いまして、山の果てにあるということで、不自由かけるということもあるかもございません。しかし、その中で、前向きにそれぞれ考えていく、臨機対応していくということにつきましては、検討はさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。ただ、先ほども説明させていただいたように、印影が違うとか、印鑑が違うかった場合に、その書類が行き来することによって、時間がかかってしまうということもございます。そういった問題点を解消する中で、いろいろと検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

中川委員

通帳の銀行印と持参された印鑑が違う、それはどこの銀行であったかて、ローン会社であったかて、同じなんですよね、税務課でもそうですわ。 水道だけ、それが違うかったらいけないということではないんですよね、みな違うかったら引き落としできないんですから。それはみんなに言えることであって、他の企業にしても、税務課にしても、銀行にしても言えることである、けども他はそういうふうにしてはりませんやん、水道だけですやん。自分で銀行へ行けって言わはりますの、そこがおかしいんじゃないんですかって言うてるんですけどね。

上下水道 部長

その点につきましては、先ほど僕の説明も言葉足らずだったかもわかりませんが、前向きに検討させていただいて、できるだけサービスを重点的に今後もすすめさせていただきたいと、今後注意させていただきます。

委員長

よろしいですか。他ございませんか。 木田委員。

木田委員

道路舗装についてなんですけれども、龍田道というんですか、ここずっと猫坂のとこまで行く道ありますわな。あそこへ、公共下水道の本管を入れてはりますわな、龍田神社のあこから、もう今終わってますけれども。

その舗装が黒いので舗装してはりますやろ、その先がカラー舗装になって ますわな。もうそうしたら、これから全部、公共下水道の入れたあとにつ いては、あのカラー舗装はやめて、黒い舗装になるのかですね。今まで、 カラー舗装やったら高いとか言うて、それでも、ここまで推し進めてきて ですで、今さらそないして、ちゃんと復旧したら、また真っ黒けになっと ったって、途中で変わるようなね。よそへ、我々かって、景観とかいろん な観光の面において視察に行かせてもらってですね、町全体がきちっとし た、そういう関係についてもやられておるというのが、なんか中途半端な 形にしか見えへんのですけどね。それやるねやったら、これから道路復旧 については、みんな黒の舗装にするとかいうそういう形をみんなに示して いかんなあかんのではないかと。やっぱり、今まで経費をかなりかけて、 一般舗装の倍かなんかいうてやったのに、公共下水道を入れることによっ て、昔の何に戻ってしまうということでは、観光とかおっしゃってるけど、 それでやっていくのはちょっと合致しないのではないかと思うんですけ れども。これからもう、そうしたら、公共下水道を入れる所は、みんな黒 の舗装でやろうというふうに思っておられるのか、それをお聞かせ願いた いと思います。

下水道課 長

公共下水道事業につきましては、道路の復旧はあくまでも元に戻す原型復旧をもとに、国からの補助金もいただいておりますし、工事もすすめているところです。その中で、原型復旧に戻す中で、当然、施設管理者とも協議の中で、どのように戻すか、どの材質で戻すかということを決めているところでございます。そして、そのなかで、今回の龍田の旧道につきましては、道路管理者と協議するなかで、当然、維持管理の問題、もしくは個人さんで道路をいらわれたときの復旧の問題もあるということをお聞きしながら、協議しながら、本来のアスファルトの黒の舗装に、協議しながらすすめていったところでございます。

木田委員

だからね、これから、公共下水、あるいは水道なんかでも管を入れられたらですね、全部黒の復旧で、現況復旧いうたらカラー舗装やったらカラ

ー舗装にせんなあかんわけですやろ。だけど、黒になるということは、それが変わるということやからね、議会にでもそういうことは報告せんなあかんと思うんですけれどもね。それについて、どういうふうに考えておられるのか、これから、全部そういう復旧については、黒の舗装で復旧しようともう決めておられるのでしたら、この際はっきりと言っておいていただいたら、不思議でも何でもないんですからね。

都市建設部長

申し訳ございません。先に私のほうから答弁すべきでございましたけれども、先ほど下水道課長が申しましたようにですね、復旧につきましての費用、今後のメンテナンスの等々考えましたなかで、これからどうしていくかという話の中でですね、なるほど、おっしゃいますように、景観に配慮した形でああいうカラー舗装にさせていただいたわけでございますけれども、ご存じのように経費の関係もございまして、今後の財政等といろいろ検討する中で、あの道路について、あのままにするのかどうかについて検討する中でですね、復旧については、個人の負担も出てくるだろうということで考えまして、基本的にはあの道路については黒の舗装にしていこうかなという考えでございまして、その点についてご理解を賜りたいと思います。

その点、ご報告遅れましたことについて申し訳ないと考えておりますので、よろしくお願いします。

木田委員 結束

結構です。

委員長

他に。
里川委員。

里川委員

私は厚生常任委員会にも所属しておるんですけれども、厚生常任委員会のほうで、斑鳩町バイオマスタウン構想に取り組んでいくことが、計画などが説明をしていただいたわけなんですけれども。国においても、これは1府6省で行っているという中で、斑鳩町においても各行政がまたがって、このバイオマスタウン構想に取り組んでいかなければならないんであ

ろうというふうに考えているんですけれども。この建設水道常任委員会が 所管とする事務の中で、このバイオマスタウン構想との関連っていうんで すか、どの程度、進めていく中で、関わっていくような形になるのか、ち ょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども。

観光産業 課長

このバイオマスタウン構想をするにあたりまして、観光産業課のほうで、農林水産省も担当になっておりますので、その関係で設定については協議を行っております。今後につきましては、農作物の有効利用、それから、町のごみからできた肥料を、今後、農業面に生かしていくというようなことを中心に、そういう活動を、農業委員会や農協、そこらと連携して、構想に基づいたものに近づけていくという形で今進めているという形でいっております。

里川委員

1府6省というなかには、国土交通省であったり、文部科学省であったり、いろいろやっぱり国レベルでも取り組んでいるということです。斑鳩町が、奈良県内でも、今取り組んでいるのは2市1町で、葛城市と五條市と斑鳩町なんですね。まだ県下で2市1町だけなんで。先日、予算審査を傍聴させていただきますと、産業フェスティバルがマンネリ化しているんじゃないかというようなご意見も出てたように思うんですけれども。せっかくですので、このバイオマスタウン構想なんかの取り組みについて、産業フェスティバルなんかで積極的に、参加された方が、わかりやすく、楽しく、こういうことがわかっていくようなことを、何か考えていただけたらなと、私は先日の傍聴でも感じておりましたので、意見としてお願いしたいと思います。

それと社会資本整備総合交付金、先ほど公共下水で申し上げましたけれどもね、まだまだ詳細はわからないということなんですが。一番私が気になっているのは、地方自治体が行う単独事業などの小規模な事業に使えるのかどうかというところの視点がすごく大事かなというふうに思っていますので、ここのところは今後、町としても、きちっと見ていっていただきたいなと。これも要望ですけれども、今後、ちょっとその点については

気をつけて情報をキャッチしていただいて、何か私読んでていてもわから へん、いろんな交付金が一括りにされた交付金ですので、まだまだ私も分 からないし、町もなかなか詳細は分からないということですけれども。や っぱり地方自治体自らが工夫してやる事業に対して使えるかということ はものすごく重要なことですのでね。またそのへんについては情報をキャ ッチし、また必要であれば要望もしていっていただきたいということをお 願いしておきたいと思います。

委員長

他にございますか。 谷口上下水道部長

上下水道 部長 私、さきほど、中川委員への説明の中で、三井の事務所について「山の果て」と言いましたが、それ言葉のほうを訂正させていただきたいと思います。「本庁から離れておる」という言葉でご理解いただきたいと思います。申し訳ございません。

委員長

わかりました。他にございますか。

(なし)

委員長

ないようですので、継続審査案件についてお諮りいたします。お手許に お配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、 引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思いますが、 ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終わらせていただきます。以上をもって、本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきまして、正副委員長にご一任い ただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

( 午前10時21分 閉会 )